

特定違反行為の点数

特定違反行為の種別	点数
・運転殺人等 ・危険運転致死	62点
・運転傷害等(治療期間3月以上又は後遺障害) ・危険運転致傷(治療期間3月以上又は後遺障害)	55点
・運転傷害等(治療期間30日以上) ・危険運転致傷(治療期間30日以上)	51点
・運転傷害等(治療期間15日以上) ・危険運転致傷(治療期間15日以上)	48点
・運転傷害等(治療期間15日未満又は建造物損壊) ・危険運転致傷(治療期間15日未満)	45点
・酒酔い運転 ・麻薬等運転 ・救護義務違反	35点

- ・ 運転殺人とは、自動車等の運転により人を死亡させ、又は建造物を損壊させる行為（人が死亡した場合）で故意によるものをいいます。
- ・ 危険運転致死（傷）とは、自動車等の運転により人の死亡（傷害）に係る刑法第208条の2の罪に当たる行為をいいます。
- ・ 運転傷害等とは、自動車等の運転により人を負傷させ、又は建造物を損壊させる行為で故意によるものをいいます。
- ・ 治療期間とは、負傷者の治療期間（負傷者が二人以上の場合は、最も負傷の程度が重い者の治療に要する期間）をいいます。

交通事故の場合の付加点数

交通事故の場合の付加点数は、死亡事故、傷害事故、建造物損壊のいずれかに分類した交通事故の種別（被害の程度）と、交通違反をした者の不注意の程度に応じて区分されています。

事故の種別	不注意の程度	
	交通事故が専ら違反行為者の不注意によって発生したものである場合	左記以外の場合
死亡事故	20点	13点
治療期間が3か月以上又は後遺障害が伴う傷害事故	13点	9点
治療期間が30日以上3か月未満の傷害事故	9点	6点
治療期間が15日以上30日未満の傷害事故	6点	4点
治療期間が15日未満の傷害事故又は建造物損壊事故	3点	2点

処分の基準点数

累積点数（事故や違反行為をした日から起算して過去3年以内の違反行為に付けられた点数の合計）が一定の基準に達すると処分を受けることになります。処分の前歴回数が多くなれば点数が少なくても重い処分を受けることになります。その基準は次の表のとおりです。

(1) 一般違反行為をしたことを理由として行政処分がなされる場合の累積点数と欠格期間の対応関係

過去3年以内の 運転免許の停止 などの回数	免許の停止	免許の取り消し				
		欠格期間1年(3年)	欠格期間2年(4年)	欠格期間3年(5年)	欠格期間4年(5年)	欠格期間5年
0回	6点～14点	15点～24点	25点～34点	35点～39点	40点～44点	45点以上
1回	4点～9点	10点～19点	20点～29点	30点～34点	35点～39点	40点以上
2回	2点～4点	5点～14点	15点～24点	25点～29点	30点～34点	35点以上
3回以上	2点又は3点	4点～9点	10点～19点	20点～24点	25点～29点	30点以上

(2) 特定違反行為をしたことを理由として行政処分がなされる場合の累積点数と欠格期間の対応関係

前歴の回数	欠格期間3年(5年)	欠格期間4年(6年)	欠格期間5年(7年)	欠格期間6年(8年)	欠格期間7年(9年)	欠格期間8年(10年)	欠格期間9年(11年)	欠格期間3年(12年)
0回	35点～39点	40点～44点	45点～49点	50点～54点	55点～59点	60点～64点	65点～69点	70点以上
1回		35点～39点	40点～44点	45点～49点	50点～54点	55点～59点	60点～64点	65点以上
2回			35点～39点	40点～44点	45点～49点	50点～54点	55点～59点	60点以上
3回以上				35点～39点	40点～44点	45点～49点	50点～54点	55点以上

- ・ (1) 及び (2) の表のカッコ内の欠格期間は、欠格期間中に違反行為をした場合又は欠格期間が終了してから5年以内に再び免許の取消し処分を受けた場合の欠格期間です。

● 刑事上の責任

交通事故で、人を死傷させた場合は、自動車運転過失致死障害となり、「7年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金」に処されます。しかし、酒酔い運転、著しい高速度運転、信号の殊更無視など悪質かつ危険な運転で人を死亡又は負傷させた場合は危険運転致死傷罪となり、死亡させた場合は1年以上20年以下、負傷させた場合は15年以下の懲役に処されます。交通違反についても、酒酔い運転や麻薬等運転のように悪質、危険なものは「5年以下の懲役又は100万円以下の罰金」と非常に厳しい処罰を受けることになっています。

間5年
以上
以上
以上
以上

間3年(12年)
点以上
点以上
点以上
点以上